

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和3年11月15日京都市条例第16号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西京桂坂地区計画の変更により、桂坂にれのき北地区及び桂坂にれのき南地区に係る地区整備計画が変更されたことに伴い、当該地区内における建築物の用途の制限を改めることとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年11月15日

京都市長 門川大作

京都市条例第16号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2桂坂もくれん東地区、桂坂くすのき東地区、桂坂あすなろ地区、桂坂にれのき北地区及び桂坂にれのき南地区の項中「、桂坂あすなろ地区、桂坂にれのき北地区及び桂坂にれのき南地区」を「及び桂坂あすなろ地区」に改め、同表桂坂もみのき地区の項の次に次の1項を加える。

桂坂にれのき北地区及び桂坂にれのき南地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。） (2) 診療所（住宅（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。）を兼ねるものを含む。） (3) 巡査派出所等 (4) 集会所 (5) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	160平方メートル

別表第2備考11中「診療所」の右に「(桂坂にれのき北地区及び桂坂にれのき南地区の項第2号に規定するものを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)